

## 財務諸表作成上の留意事項(その1)

## 法人税、住民税及び事業税の会計処理

### 1. はじめに

今回から数回にわたり、弊社に経営状況分析を申請いただいた財務諸表のうち、誤りが多く、申請会社または行政書士の先生方に修正をお願いした事項について解説してまいります。今回のテーマは、「法人税、住民税及び事業税の会計処理」についてです。紙幅の関係で十分な説明になっていないかもしれません。ご不明の点がありましたら、電話(03-5753-1588)、FAX(03-5753-1587)または e-mail(info@mfac.co.jp)にて、弊社までお問合せ下さるようお願い申し上げます。

### 2. 法人税、住民税及び事業税の会計処理

当期に発生した法人税、住民税及び事業税(以下、法人税等と記します)は、中間納付分、確定納付分を合わせて、損益計算書の税引前当期純利益の次に、「法人税、住民税及び事業税」として、記載していただく必要があります。事業税は、以前は販売費及び一般管理費に計上していましたが、現在は規則が改正されたため、法人税、住民税と合わせて計上する必要があります。

法人税の申告所得がゼロの場合でも、少なくとも住民税の均等割は発生する訳ですから、たとえ赤字決算であっても、「法人税、住民税及び事業税」がゼロになることはありませんので、ご注意くださいと思います。

申請いただいた財務諸表の中には、法人税等を現金主義、すなわち、前期の確定納付額および当期の中間納付額を計上されているケースがありますが、発生主義、すなわち、当期の負担すべき金額(中間納付額及び確定納付額の合計額)を計上していただくのが正しい会計処理です。確定納付分は、期末日現在では未納付ですから、流動負債の部に未払法人税等として計上することになります。

また、修正申告や更正処分があった場合、過年度の法人税等の追徴税額や還付税額が発生しますが、当該金額も「法人税、住民税及び事業税」に加減して計上することとなります。

### 3. 仮払税金の会計処理

中間納付など期中に納付した法人税等について、流動資産の仮払税金またはその他流動資産に計上しているケースが見られます。

このようなケースでは、申請会社または行政書士の先

生に、「法人税、住民税及び事業税」への振替修正処理をお願いしております。

ただし、決算で確定した年間の法人税等が、中間納付した金額より少ない場合には、その金額は翌期に還付されることとなりますので、当該金額については流動資産の部に「未収還付法人税等」または「その他流動資産」として計上することとなります。

### 4. 仮払税金を修正した場合の翌期の会計処理

税務の確定決算で納付した法人税等を仮払税金等に計上し、これを経営状況分析申請用の財務諸表で、「法人税、住民税及び事業税」に振替えていただいた場合には、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」以下の金額が、税務決算上の損益計算書の金額と異なることとなります。これは、翌期の財務諸表にも影響を及ぼしますので、注意していただく必要があります。

すなわち、当該期の利益処分(または損失処理)の次期繰越利益(損失)が税務決算のそれと異なることから、翌期の損益計算書の前期繰越利益も税務決算上の金額ではなく、当期の申請財務諸表の次期繰越利益(損失)の金額と同額にする必要があるのです。

また、税務決算上、仮払税金を翌期において「法人税、住民税及び事業税」に振替えた場合、申請財務諸表ではこの振替処理はすでに行ってしまうわけですから、翌期の申請財務諸表上は、当該金額を「法人税、住民税及び事業税」から減額して計上することになります。

なお、上述した翌期の処理を実施されていない場合でも、申請の受付はいたしますが、その場合は、税務決算書の提出をお願いしたり、電話でお話をお伺いすることになります。

### 5. おわりに

以上、法人税等の会計処理について解説してまいりましたが、上記のように、税務決算と申請財務諸表で処理が異なることになると、申請用の財務諸表の作成に大変な手間がかかってしまいます。決算前に顧問税理士と打合せ、税務決算を修正することなく申請財務諸表を作成できるように税務決算上で正しい処理をしておくことが賢明であると考えます。

(矢島)